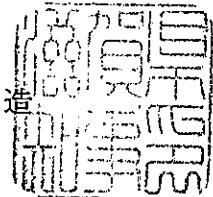


滋 環 政 第 2 9 4 号
平成 27 年(2015 年)6 月 22 日

滋賀県環境審議会会長
森澤 真輔 様

滋賀県知事 三日月

大造



1,4-ジオキサンに係る暫定排水基準のあり方について（諮問）

国においては、排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成24年環境省令第15号）附則第2条において定められていた暫定的な排水基準（以下「暫定排水基準」という。）について対象業種（5業種）のうち2業種については、基準値を強化して、平成30年5月24日までさらに3年間、暫定排水基準の適用期間を延長することとされているところです。

本県における1,4-ジオキサンの排水基準のあり方について、滋賀県公害防止条例第9条第2項の規定に基づき貴審議会の意見を伺います。

(裏面)

1, 4-ジオキサンに係る暫定排水基準の延長について

エチレンオキサイド製造業およびエチレングリコール製造業において、1,4-ジオキサンは、エチレンオキサイドの二量化反応やエチレングリコールの脱水反応により副生成され、製造工程の排水中に非意図的に含まれる。

国で実施された調査によると、これら両業種においては、削減の取組みとして、測定頻度・測定箇所の増加による副生成の原因究明・発生箇所の解明、一時貯留ピットの設置・排水経路の変更、生物処理の見直し、設備改造・高濃度排水の分取・燃焼処理等が実施されていることが報告されている。

また、これらの削減の取組の結果、一定の成果が見られるものの、一般排水基準の達成には至っていない。

そのため、これら両業種においては、1,4-ジオキサン含有排水の濃縮設備の導入、並びに設備改造等さらなる取組を行うこととされているが、その取組の実施には一定の期間（3年）を要することが環境省において取りまとめられ、1,4-ジオキサンに係る暫定排水基準の見直しが行われることとなった。

滋賀県においても、県公害防止条例において国と同様に、1,4-ジオキサンに係る排水基準を設定し、一部業種においては暫定排水基準を設けてきたところであることから、この暫定排水基準について検討する必要があると考えられる。